

衆議院災害対策特別委員会ニュース

平成 26. 10. 31 第 187 回国会第 6 号

10 月 31 日（金）、第 6 回の委員会が開かれました。

1 災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第 18 号）

- ・ 山谷国務大臣（防災担当）、西村内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、次世代、みんな、共産、生活）
- ・ 林田彪君外 7 名（自民、民主、維新、公明、次世代、みんな、共産、生活）から提出された附帯決議案について、泉健太君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、次世代、みんな、共産、生活）

（質疑者及び主な質疑内容）

泉 健太君（民主）

- ・ 東日本大震災での道路啓開作業に鑑みれば、作業に従事する建設業者等の手当や心のケアの問題、道路管理者と作業従事者との連絡手段といった課題があるが、大臣の認識を伺いたい。
- ・ 平時から運転免許保有者に対して、災害時の車両の運転の在り方や停車方法について広報、啓発を行うべきではないか。

鈴木 望君（維新）

- ・ 現代の生活においては、車両による避難も一般的に行われるため、災害対策基本法に車両による避難についての基本方針を定め、適正な車両の利用等について周知、広報すべきではないか。
- ・ 本法律案では国土交通大臣又は都道府県知事が、一定の道路管理者に対して車両の移動等に係る措置の指示ができることを規定しているが、市町村長から道路管理者である国土交通大臣や都道府県知事に対しても指示できるようにすべきではないか。

中丸 啓君（次世代）

- ・ 8 月豪雨が激甚災害に指定された後も、広島市が行う小規模崩壊地復旧事業については、事業費の財源不足や住民の自己負担の重さなどから実施が遅れている。同事業の実施が進むよう、広島市だけに任せず国も対応を検討すべきではないか。
- ・ 本法律案の成立後、政府は道路管理者等が活用できる運用マニュアルの作成を予定しているとのことだが、マニュアルは、実地訓練等を踏まえて見直し、また、周知し

ていく必要があるのではないか。

山内 康一君（みんな）

- ・ 本法律案に基づく車両の移動等を行った場合に、車両等の損失補償額はどの程度になるか、シミュレーションや見積りを行ったのか。
- ・ 大規模災害が同時発生した場合に、政府が複数の災害対策本部を設置・運営できるよう、人員を確保する必要があると考えるが、どのような対応を行っているのか。また、地方公共団体の首長及び職員に向けた防災研修の充実により、地方の防災に係る人材の育成を図ることが重要と考えるが、政府の取組を伺いたい。

高橋 千鶴子君（共産）

- ・ 過去の教訓を生かし、災害時には早めの通行規制を行うことにより、立ち往生車両や放置車両の発生を抑制していくことが重要と考えるが、国土交通省の取組を伺いたい。
- ・ 道路法による長時間放置された車両の移動等が実際に活用されることがないのは、どのような理由によるのか。また、本法律案による措置を、道路法ではなく、災害対策基本法に位置付けた理由を伺いたい。

畑 浩治君（生活）

- ・ 災害時の放置車両に係る問題については、東日本大震災の後にも議論になっていたと記憶しているが、法律の改正がこの時期になってしまったことについての大臣の見解を伺いたい。
- ・ 大災害時には、国がリーダーシップを発揮して、道路の

被災情報を一元的管理し、地方自治体を支援していくことが重要であると考えているが、政府の見解を伺いたい。また、災害対応に地方整備局が果たす役割の重要性についての大臣の見解を伺いたい。